っ^{どもまん}な_め こども家庭庁 令和7年度 サービス管理責任者・児童 発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援)

行政説明 「児童期における最新情勢」

こども家庭庁支援局 障害児支援課

っ^{どもまんな}か **こども家庭庁**

こども家庭庁について

こども政策に関する重要事項~こども大綱~

1 ライフステージを通した重要事項

- ○こども·若者が**権利の主体**であることの**社会全体での**共有等
- (こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)
- ○**多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- ○こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- ○**障害児支援・医療的ケア児等**への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- ○<mark>児童虐待防止</mark>対策と<mark>社会的養護</mark>の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る安全対策
 - (こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- ○こどもの誕生前から幼児期まで
- こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 〇学童期·思春期
- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
- 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期。
- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実・・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止・・不登校のこどもへの支援・・校則の見直し・・体罰や不適切な指導の防止・・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

- 大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて<mark>自己の可能性を伸展させる</mark> 時期。
- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実・就労支援、雇用と経済的基盤の安定・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育で当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。

- ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)(障害児支援関係)

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。<u>障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。</u>

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

こども未来戦略

こども 23年12月決定 未来戦略

妊娠

裏居安こ の場全ど

5所・も

づ安

りな者



拡大中

出産育児 一時金

産後

裏面の(1)へ

出産

42万円 ▶ 50万円

23年4月~

所得制限撤廃

第三子以降は

3万円に増額

24年10月開始へ

裏面の2へ

児童手当☆ 拡充

児童扶養

手当拡充

裏面の4へ

進休

中小企業の育休に

インセンティブ

☆時短

住宅

支援

時短勤務時の

賃金の10%

を支給

子育て世帯へ

今後10年間で

30万戸確保

裏面の(3)へ

25年度開始へ

金利引下げも 24年2月開始

公営住宅優先入居

民間住宅

ストック活用

フラット35の

住宅支援でひろびろ子育

給付

保育士の 配置基準改正と 処遇改善も

24年1月開始

26年度開始へ

出生後一定期間内

両親の育児休業取得を応援

育休給付の給付率 UP

手取り10割相当に

☆自営業・フリーランス等の 育児期間の国民年金保険料免除

支援スタート 裏面の1へ

伴走型相談

10万円相当の 経済的支援も

不安なことは

なんでも相談できる

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー!

放課後 児童クラブ 拡充

小学校

休暇

障害児等の 地域での 支援を強化

裏面の 5 へ

働いていなくても

時間単位で通える

26年度全国実施へ ども誰でも 制度

裏面の1へ

負医 担療 減等

中学校・ 高校入学

24年10月開始へ 児童手当 延長☆

高校生年代まで延長

裏面の(2)へ



ひとり親等の こどもへの 学習支援

裏面の4へ

大学

大学等の授業料等 減免支援拡大

24、25年度開始へ

裏面の6へ

修士段階の 学生に導入

24年秋~

授業料 制度



こども一人当たり 子育て支援 (GDP比) は OECDトップ水準の約16%に

3.6兆円

※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

☆は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

多子世帯の

授業料等を無償化

「こども未来戦略」(障害児支援関係)

「こども未来戦略」 ~ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ~ (抜粋)(令和5年12月22日閣議決定)

- Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
- 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (5)多様な支援ニーズへの対応
 - ~こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実~ 障害児支援、医療的ケア児支援等

障害児支援、医療的ケア児支援等

○ こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

(早期発見・早期支援等の強化)

○ 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子供の育ちと家族を支える体制の構築を進める。

(地域における支援体制強化とインクルージョンの推進)

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援 体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。
- 〇 こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、**地域の支援体制の整備を促進**する。

(専門的な支援の強化等)

- 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化 するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。
- また、補装具費については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する 補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。
- 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める とともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

「加速化プラン」による施策の充実 【障害児・医療的ケア児】

加速化プランでの対応

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことがで きる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題

本人支援・家族支援の充実

●早期からの切れ目のない支援の推進

- ▶乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達** 相談を充実
- ▶支援人材の育成促進により地域の障害児支援事業所の支援技術を向

目指す姿

様々な機会・場所での「気づき」 を、専門的支援に早くつなげ る

医療的ケアの必要なこどもを預かって

◆ 専門的な発達支援を受けたい

くれる場所が少ない

◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談

がれない

すればよいかわからない、支援につな

- ●医療的ケア児等の預かり環境の整備
- ▶医療的ケア児や重症心身障害児を**一時的に預かる環境を整備**

地域社会の参加・包摂(インクルージョン)の推進

▶児童発達支援センターによる専門人材の巡回支援や看護師等の配置

▶習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受

休息やきょうだいと過ごす時 間が確保される

- 成長に応じて補装具を頻繁に買い替え られない (経済的な負担が大きい)
- ●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃
- ▶障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない 補装具費支給制度の所得制限を撤廃

●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備

促進により、保育所等の受入体制を強化



こどもの成長にあった補装具を 使うことができる

- ◆ 障害があっても、みんなといっしょに 遊び、学びたい
- ◆ いろいろなイベントにも参加したい



地域の支援体制の強化

入環境の整備を促進

●児童発達支援センター等の強化

▶地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア 児支援センター等の体制や支援機能を強化

保育所、習いごと、イベントなど の地域の様々な場で、ともに

過ごし・育つことができる

全国どの地域でも、必要な支 援が受けられ、ともに育ち暮らせ る社会を実現

◆ 住んでいる地域で支援に差がある (隣の地域で受けられる支援が自分の地 域では受けられない)

こども基本法、こども大綱、自治体こども計画、こども未来戦略(加速化プラン)の関係性について

こども基本法(令和4年6月成立、令和5年4月施行)

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。 第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

> 努力 義務



こども大綱(令和5年12月閣議決定)

こども基本法に基づき、**政府全体の幅広いこども政策全体について 今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を
- 一体のものとして作成することができる
- ・こども施策に全体として横串を刺すこと、 住民にとって分かりやすいものとすること 等を期待
- ※市町村は国の大綱とともに都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画 (こども政策推進会議決定)

こども大綱に基づき具体的に取り組む 施策をとりまとめるもの。毎年改定。

<u>こどもまんなか実行計画2024</u> は令和6年5月に決定。

こども未来戦略 (令和5年12月閣議決定)

2030年代に入るまでを、

少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスととらえ、 次元の異なる少子化対策の実現に向けて、

- ・若い世代の所得を増やす、
- ・社会全体の構造・意識を変える、
- ・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する ことを基本理念とし、

こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめ。

<u>こども・子育て支援加速化プラン</u> (3.6兆円規模)

令和6~8年度の3年間を集中取組期間 とし、上記についての具体的な取組を実施。 2028年度までに完了。

盛り込み

障害児支援施策の最近の主な動向について

障害児支援施策における最近の主な動向

令和3年度

○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)の施行(9月)

障害児通所支援の在り方に関する検討会(厚生労働省)

令和4年度

- 改正児童福祉法(令和4年法律第66号)の成立(6月)
 - ・ 児童発達支援センターの役割・機能強化
 - ・ 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
 - ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築 等

障害児通所支援に関する検討会(厚生労働省)

令和5年度

- ○こども家庭庁創設
 - ・ 厚生労働省より、障害児支援が移管
 - ・ こども家庭審議会障害児支援部会を設置

令和6年度

- 改正児童福祉法の施行(4月)
- 障害福祉サービス等報酬改定
- 児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン改訂、保育所等訪問支援ガイドライン策定

障害児支援における人材育成に関する検討会(こども家庭庁)

令和7年度

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について(こども家庭庁)

令和6年度 こども家庭庁障害児支援課より発出している主な各種ガイドライン・手引き等

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

児童発達支援ガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

放課後等デイサービスガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

(令和6年7月発出厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

こども家庭庁ホームページ https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

地域における児童発達支援センター等を 中核とした障害児支援体制整備の手引き

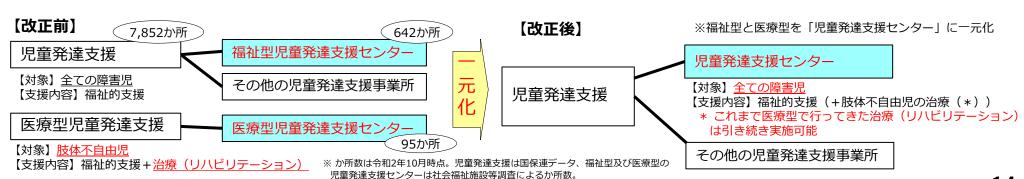
児童発達支援センターの役割・機能の強化(1. ③関係)

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されている が、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種 別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、<u>児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」(肢体不自由児を対象)に分か</u> れ、障害種別による類型となっている。

<改正後の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
- ⇒ <u>これにより、多様な障害のあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとと</u> もに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - く「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化を行う。
 - ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



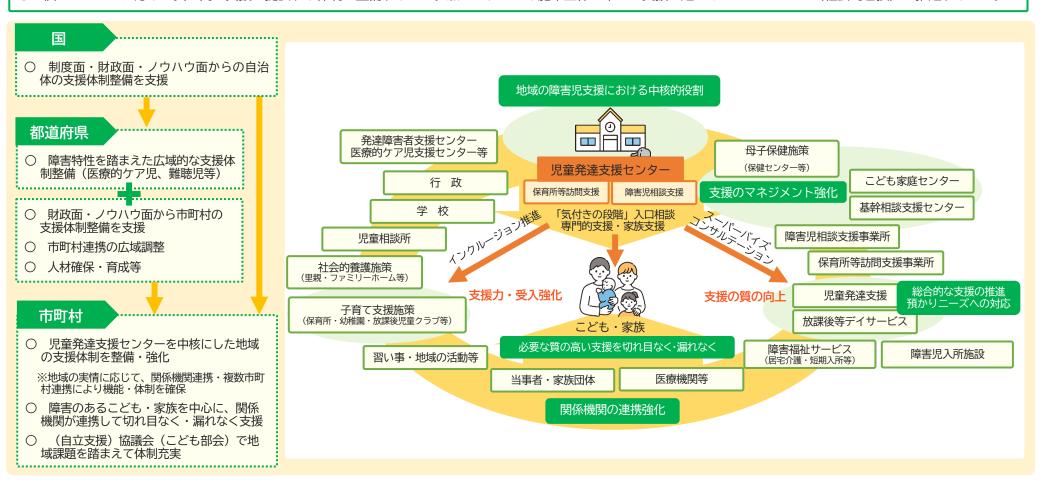
地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要①

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要するこども・家族を支え、地域においてこどもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が 発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか(中心)に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン(社会的包摂)を推進すること。



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の 中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、<u>地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関</u>として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能②地域の障害児通所支援事業所に対する

型域の障害児連門文援事業所に対 9 る スーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる 観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本と しつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携し ながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや 家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要③

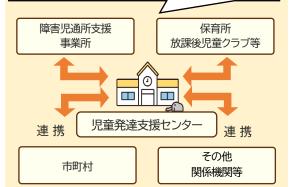
○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。



その他

児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

面的整備型 例 ①

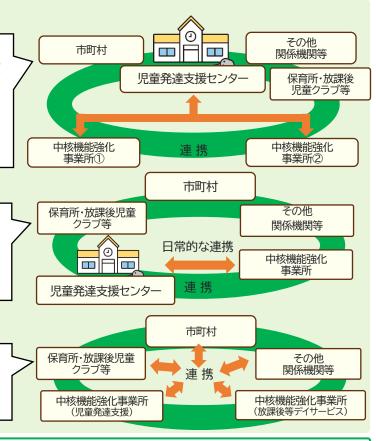
人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をブランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。

面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。

面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を 発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の 関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、<u>身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備してい</u>くことが重要である。

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要⑥

○ 児童発達支援センター等が4つの中核機能を発揮するための取組

中核機能の発揮にあたり活用を検討できる主な事業

- 地域障害児支援体制強化事業
- 医療的ケア児総合支援事業
- 発達障害者支援体制整備事業
- 障害児等療育支援事業

● 聴覚障害児支援中核機能強化事業

中核機能の推進を図るための報酬による主な評価

- 児童発達支援船体等の中核機能を推進するための加算:中核機能強化(事業所)加算
- 質の高い発達支援の提供の推進のための加算:児童指導員等加配加算専門的支援体制加算・実施加算
- 家族支援の充実を図るための加算:家族支援加算、子育てサポート加算

等

○ 児童発達支援センター等が4つの中核機能を発揮するための具体的な取組例

中核機能①(幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能)

- 児童発達支援センターの一元化に合わせ、様々な障害種別・特性のこどもに対応できるよう、地域の 児童発達支援センター・事業所の連携等により、地域全体でサービス提供体制を構築
- 支援ニーズの多寡によらずこども・保護者の総合的なアセスメントを行うとともに、遊びを通じて支援する視点、子育て支援の視点を意識して支援を行う
- 家族の心理面・社会面の状況、家庭と地域コミュニティ・社会資源のつながり、家族関係を含めてアセスメントを行い、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング等を行う。あるいは、こうした支援を実施している機関につなげる
- 児童発達支援センターは、強度行動障害や医療的ケアのあるこども等、専門的なケア・支援を必要とするこどもが多く来る場合も想定されるため、専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所や専門機関(発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等)と日頃から関係性を築く
- 多様な専門職を配置し、発達に関する一般相談から、運動発達相談、栄養相談、医療的ケアを含む健康相談、心理相談、言語発達の相談等を幅広く実施等

中核機能②(事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能)

- 他事業所へのスーパーバイズ等を適切に行うため、日頃から支援の提供やOJT、研修等を通した支援技術の・知見の蓄積・向上に取り組む
- 他の障害児通所事業所にスーパーバイス等適切に行うためには、他の事業所との相互理解や信頼関係が構築されていることが重要であり、日頃から他事業所との連絡、連携を意識したり、研修会・自連検討会等で良好な関係を構築する
- 地域の事業所が、こどもに提供している支援内容、事業所自身が求めている支援等を把握したうえで、 それらのニーズに合致するスーパーバイズ等を提供
- 児童発達支援センターの職員が、学齢期のこどもも含む支援等について学んだり、面的整備型として 学齢期のこどもの支援におけるスーパーバイズ等の体制を地域全体で構築
- 地域の事業所への訪問を通じて、各事業所が抱える悩み等に対して助言等を行い、地域全体の支援 の質の向上を図る等

中核機能③(地域のインクルージョン推進の中核機能)

- 地域の保育所や放課後児童クラブ等において、障害のあるこどもへの支援に苦慮したり、受入に消極的な場合がある。このような場合には、個別ケースの移行支援・並行利用等の実践を通して、積極的に連携してネットワークの構築を図る
- 地域の保育所等に対して、障害のあるこどもへの支援のあり方等や具体的な支援方法、児童発達支援センター等、障害児支援事業所との連携方法等について研修や勉強会等を実施
- 移行支援・併行通園等の意義や重要性の啓発、利用可能な各種事業の活用に向けた取組等を、必要に応じ自治体への相談、協力を仰ぎながら実施
- 保育所等の支援にあたる関係機関のみならず、地域住民に広く障害の特性や環境づくりについて周知・啓発を行うためのインクルージョン推進に向けた会議・研修を開催
- 障害児支援担当部署とこども子育て支援担当部署が連携し、移行支援・並行利用等について全体で 進めていけるよう仕組み・取組作りを進める
- 保育所を所管する部署と連携し、保育所の園長会等で障害児支援に関する事業内容等を周知

中核機能④(地域の発達支援に関する入口としての相談機能)

- こどもの発達や育児について不安な状態にある「気づき」の段階の家族に対して、障害児相談又はこれに準ずる相談支援機能を活用し、こどもの有する個性や発達段階等を正確かつ客観的に見極め、こともと家族の気持ちに寄り添いつつニーズに応じた適切な支援に早期につなげる
- こども家庭センターが作成する「サポートプラン」の対象となっている場合は、内容の整合性を図りながら入口相談や障害児支援利用計画の作成を進める
- 児童発達支援センターが入口の相談支援を行ったこ後、障害児支援利用計画の作成、地域の障害児相談支援事業所等へつないだ場合、基幹相談支援センター等とも連携しながら、必要に応じて、状況の確認や支援のフォローを行っていく
- 保護者同士のつながり・仲間づくりに向けた取組等によりピアサポート、子育てに悩む親子の遊びの場を提供、保護者等の不安に寄り添う相談機会の創出、ペアレントメンターによる保護者支援を実施
- 乳幼児健診等の担当部署と定期的に情報共有し、必要に応じて支援につなげる 等



地域支援体制整備サポート事業 城充

くこども政策推進事業委託費> 令和7年度予算 国実施分 0.6億円 (0.1億円) く児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 自治体実施分 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

● 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、 全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体 制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員 (地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

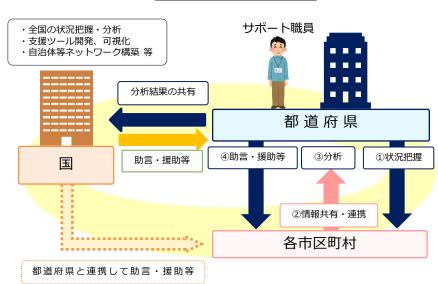
各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用 状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。 (例)

- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況
- 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて 国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分:国(委託により実施) 自治体実施分:都道府県・指定都市・中核市 【負担割合(自治体実施分)】国 10/10 【補助基準額(自治体実施分)】定額

各種ガイドラインについて

障害児通所支援のガイドライン改訂・策定に関するアドバイザー会議の概要

目的

- 〇 障害児通所支援については、令和3年度の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」及び令和4年度の「障害児通所支援に関する検討会」に おいて、障害児通所支援の在り方や具体的施策の方向性等の検討を行い、それぞれ報告書の取りまとめを行ったところ。
- 各報告書で取りまとめられた内容を踏まえ、児童発達支援ガイドライン等の改訂・ 策定に向けて、有識者によるアドバイザー会議等を開催し、 改訂・ 策定に向けた助言等を得ることを目的とする。(令和5年11月から令和6年3月まで計4回実施)

アドバイザー

○ 小野 善郎 おのクリニック院長

〇 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学科特任教授

○ 佐藤 まゆみ 淑徳大学短期大学部こども学科教授

〇 田村 和宏 立命館大学産業社会学部教授

〇 松井 剛太 香川大学教育学部准教授

検討事項

- 〇 児童発達支援ガイドライン【改訂】
- 放課後等デイサービスガイドライン【改訂】
- 〇 保育所等訪問支援ガイドライン【策定】

検討経過

〇 令和5年9月~10月 アドバイザー会議に先立ち、障害児支援関係団体より、改訂等に向けた意見聴取(書面)。

○ 令和5年11月~令和6年3月 アドバイザー会議を計4回開催(オンライン開催)

〇 令和6年3月28日 障害児支援部会においてガイドラインの素案を提案

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

○ 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の 様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、**地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)**を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、**こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)**していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 〇 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こ
- どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、**特定の領域に重点を置いた支援(**※3)<mark>を組み合わせて行う</mark>など、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。 ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに<mark>加え</mark>、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、<mark>5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援</mark>

児童発達支援の内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」 「言語・コミュニケーション」「人間関係・ 社会性」の**5領域**の視点を網羅した 個々のこどもに応じたオーダーメイド の支援

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子 関係や家庭生活を安定・充実させる支 援

③移行支援

こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を 受けられるようにしていく支援、同年代 のこどもをはじめとした地域における 仲間づくりを図っていく支援

④地域支援·地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援

児童発達支援の流れ

- 〇 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(<mark>5領域の視点等を踏まえたアセスメント)</mark>、児童発達支援が提供すべき支援の 内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)</mark>、全ての職 員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を 密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運堂管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理·安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する<mark>委員会</mark>の定期的な開催や、<mark>指針</mark>の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な<mark>設備、具体的計画</mark>の作成や周知、定期的な<mark>避難訓練、事業継続計画(BCP)</mark>の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の<mark>都道府県・市町村・家族等への報告</mark>、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、<mark>救急対応</mark>に関する知識と 技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底、**職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

○ 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の 様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つこと が難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行 利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との並行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において**地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)**を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、**こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)**していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こ
- どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。 ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに<mark>加え</mark>、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、<mark>5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援</mark>

放課後等デイサービスの内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を4つの基本活動を組合せて提供する。

日常生活の充実と自立支援のための活動

多様な遊びや体験活動

地域交流の活動

こどもが主体的に参画できる活動

②家族支援

こどもの成長や発達の 基盤となる親子関係や家 庭生活を安定・充実させ る支援

③移行支援

こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援·地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援 に関わる保健・医療・福祉・教育・労 働等の関係機関や障害福祉サービス 等事業所等との連携による支援

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等ディサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(<mark>5領域の視点等を踏まえたアセスメント)</mark>、放課後等デイサービスが 提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を 踏まえて作成)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交 付する。</mark>
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。 **関係機関との連携**
- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を 密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- <mark>総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化</mark>を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理•安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な<mark>設備、具体的計画</mark>の作成や周知、定期的な<mark>避難訓練、事業継続計画(BCP)</mark>の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策: 安全計画の策定、事故発生時の<mark>都道府県・市町村・家族等への報告</mark>、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、<mark>救急対応</mark>に関する知識と 技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

ガイドライン策定の背景

- 〇 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは 必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

○ 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つこと が難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイン グの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行 利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

〇 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

○ こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実

- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問**等による**アセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を<mark>訪問</mark>し、こどもの様子を 丁寧に**観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関 わり方の助言など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの集 団生活への適応を支援するとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、<mark>家族への報告</mark>を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる<mark>地域の様々な関係者や関係機関と連携</mark>して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援の内容

①こども本人に対する支援

こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、**訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援**を行うこと

②訪問先施設の職員に対する支援

訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり 方や訪問先施設の環境等について助言を行うこと

3家族支援

家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、**訪問先施設におけるこどもの様子**や、**訪問先施設の職員のこどもへの関わり方**などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)</mark>、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等、類似事業(地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

○ **自己評価**については、**従業者評価、保護者評価**及び**訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理·安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周 知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する<mark>委員会</mark>の定期的な開催や、<mark>指針</mark>の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 安全管理対策: 安全計画の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、訪問先施設における事故発生時の対応方法の事前確認が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底、**職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について

障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する 家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議について

1. 経緯・趣旨

障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援については、文部科学省・厚生労働省の両副大臣によって平成30年3月に、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告が取りまとめられた。また、こども家庭庁が発足したことを機に、家庭・教育・福祉のさらなる連携強化に努める必要がある。これらのことから関係省庁の協同により「家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」を開催し、継続して知見を共有し取組の一層の推進を図る。

現状の課題

- ・ 地方自治体等によって体制整備の状況に差異があったり、国の事業が充分に活用されていない等の状況がある。
- ・ 子ども・子育て一般施策において障害や発達に課題のあるこどもを受け入れ、共に育ち学び合う環境を整備する

2. 連絡会議の構成

- 内閣府副大臣
- · 文部科学副大臣
- ・厚生労働副大臣(伊佐副大臣、羽生田副大臣の両名参加)
- ・こども家庭庁支援局長
- 文部科学省初等中等教育局長
- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

3. 進め方

第1回の会議について、**令和5年4月20日(木)17:30-18:30に開催** (各副大臣の冒頭あいさつのみ取材可、議事概要のみ公開)

- ■課題 1)家族(家庭)への支援のさらなる推進
 - 2) 教育と福祉の連携のさらなる推進
 - 3) 障害の有無に関わらず共に地域で育つ環境づくりのさらなる推進

以上の議論を受けて、令和6年4月の改正法の施行及び報酬改定、既存事業の要綱の組み替え等について取り組む

(参考) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告(平成30年3月29日)

〇各自治体における教育と福祉の連携を推進し、障害児本人やその家族への支援につなげるため、文部科学省・厚生労働省の副大臣・部局長等をメンバーとするプロジェクトを設置し、具体的方策を含めた報告書をとりまとめ。 29

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」

障害や発達に特性のあるこどもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、こども大綱(令和5年12月22日付け閣議決定)等でもその旨盛り込まれている。障害福祉サービス等報酬や予算等の関係する概要や教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した(令和6年4月25日付け)。

1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、<u>障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼</u>。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援 の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

2 教育分野における福祉との連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年通知)や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

- 3 教育と福祉の連携を推進する予算事業
- 4 教育福祉連携を推進する研 修等
- 5 障害児福祉計画を踏まえた 関係機関の連携体制の構築
- 6 学校と放課後等デイサービス 事業所等の連携に関する好事例の 横展開

こ支障第125号 6初特支第2号 障障発0425第1号

各都道府県知事 各指定都市市長 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 附属学校を置く各国公立大学法人学長 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 認定を受けた各地方公共団体の長

> こども家庭庁支援局障害児支援課長 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知

こども基本法(令和 5年法律第 卯 号)第9条第1 項に基づくこども大綱(今和 5年12月 22日間議決定)においては、常にこども(若者を含む。以下同じ)の最善の利益を第一に考え、こど も・予育で支援に関する取組・政策を我が個社会の真ん中に据え、こどもを権利の主体として認 識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、 進一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を 実現していくこととされています。

特に、障害や発達に特性のあるこどもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、 障害や発達の特性を単期に発見・把握し、適切を支援・サービスにつなげていくとともに、乳効 児期・学童期・思春期の支援から一般成分や障害指摘やの円滑な接続・移行に向けた準備を、 保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととさ れており、こども大調やこども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)においてもその旨盛り はまれたと、るです。

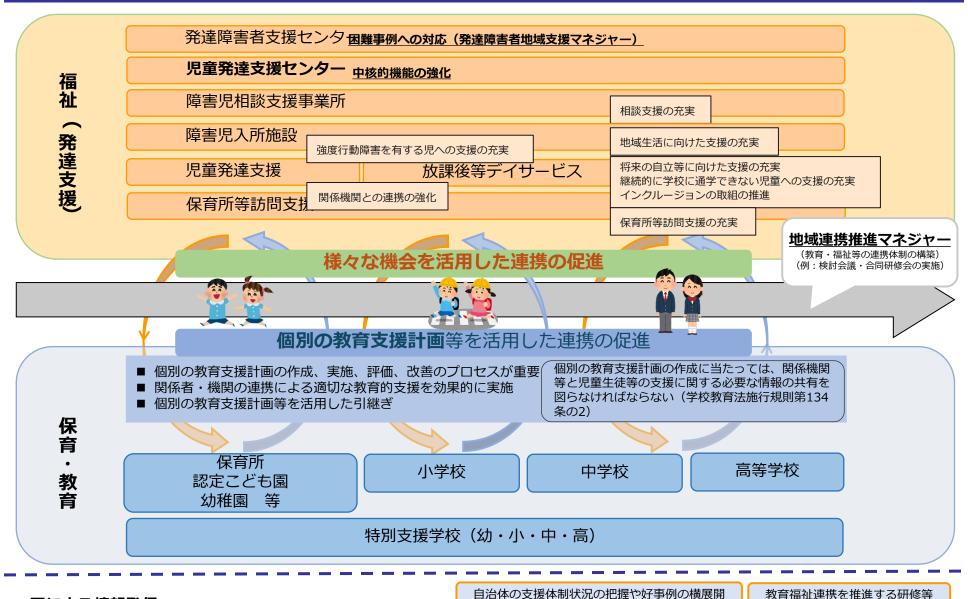
こうした中、教育と編祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等額酬改定や 事事事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや 留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月24日付け30文料 初第357号、降発0524第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健 福祉部長通知。以下「平成30年通知」という。) に基づき、教育と福祉の連携による取組を進め ていただいているところ、更なるこども施策の充実を図る観点から、本通知を譲まえながら、各 種の制度・事業を精験的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく、お願いい

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(令和6年4月25日付け3省庁連名通知)

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishie n/renkei-suishin

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」 (詳細)



国による情報発信 支援機関への支援など

国立障害者リハビリテーションセ ンター

自立支援局秩父学園

自治体や保育所・幼稚園、放課後等デイサービス等に職員を 派遣し、発達の気になる児童の支援者に向けた支援を実施

国立障害者リハビリテーションセン

ター 発達障害情報・支援センター



国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター

「発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集」





文部科学省では、教育と福祉が連携し、行政分野を超えた切れ目のない一貫した支援を進めていくため、 教育・福祉の連携促進に取り組んでいる自治体にヒアリングを行い、「発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集」を作成しました。

都道府県、指定都市、市区町村それぞれの視点からの9事例を紹介

事例A

都道府県

モデル市において教育と福祉の連携のための取組を実施するとともに、県において、教育関係者・福祉関係者・保護者を対象にした「トライアングル研修会」を実施し、モデル市の取組を県内の市町村に普及している事例

事例B

指定都市

福祉部局が教育委員会との 連携の下で子供の様子や相 談の記録を記入できるシートを 作成し、このシートを教育委員 会が個別の教育支援計画の 基本様式とすることで、家庭・ 教育・福祉が統一の様式を活 用している事例 事例C

市区町村

関係機関が随時更新・閲覧できる情報共有プラットフォームにおいて、支援対象となる子供の情報を集約・一元管理化することで、連携して個に応じた支援を継続的に行う仕組みづくりを行っている事例

…など

概要版・詳細版の2部構成

概要版

Control of the c

Iつの事例をA4見開きで紹介

7項目で簡潔に整理

キーワード

連携の枠組

事例の概要

成果

これまでの流れ

連携のポイント

詳細版

(概要版を見て関心を持った方向け)

- √ 各取組内容を詳細に記載
- ✓ 自治体の独自様式等を掲載
- / 連携機関ごとの成果を掲載



検索はこちら!!

(文部科学省HP上に掲載中)





障害児支援における人材育成に関する検討会

障害児支援における人材育成に関する検討会について

〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることが期待される。これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体 委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び 効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性 等について
- ⑤ その他

障害児支援における人材育成に関する検討会構成員名簿

	構成員名	所属等
	東 秀憲	社会福祉法人麦の子会
◎座長	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	稲田 尚子	大正大学臨床心理学部臨床心理学科 准教授
	内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	小野田 由夏	東京都手をつなぐ親の会・教育部会
	上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会長
	光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
	小﨑 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	蔦森 武夫	仙台市健康福祉局北部発達相談支援センター 所長
	中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会長
	樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会 政策委員
	松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	宮下 聡	佐賀県健康福祉部療育支援センター 所長
	吉田 展章	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 事務局長
	吉村 隆之	九州大学 大学院人間環境学研究院 教授
〇 座長代理	米山 明	全国療育相談センター センター長

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築(3.2関係)

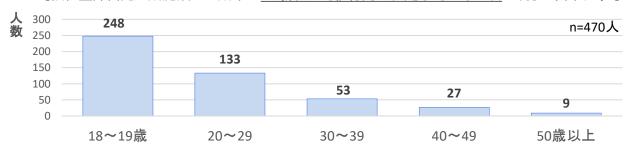
<制度の現状>

○ 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として 相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、<u>移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入</u> <u>所施設に留まっている状況</u>がある。

<改正後の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体(都道府県及び政令市)を明確化する。
 - <都道府県・政令市が取り組む内容>
 - ① 関係者との協議の場を設ける
 - ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等
- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化して きたような場合等に十分配慮する必要があることから、<mark>22歳満了時(入所の時期として最も遅い18歳直前から起算し</mark> て5年間の期間)までの入所継続を可能とする。
 - (注) 改正前の法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状(年代別)】



- 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(令和3年3月31日時点)
- ※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※2 470人(過齢児)のうち、22歳までの者は313人(うち19歳以下の者248人、20歳~22歳の者は65人)、23歳以上の者は157人。

^{※ 18}歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換(障害児入所施設 から障害者支援施設への転換)、③児者併設(障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設)等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけ のもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。 (※既存の自立支援協議会の活用も想定)

協議の場における検討内容

①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移 行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

②広域調整

関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等 を共有し、円滑な移行につなげる。

③個別ケース会議

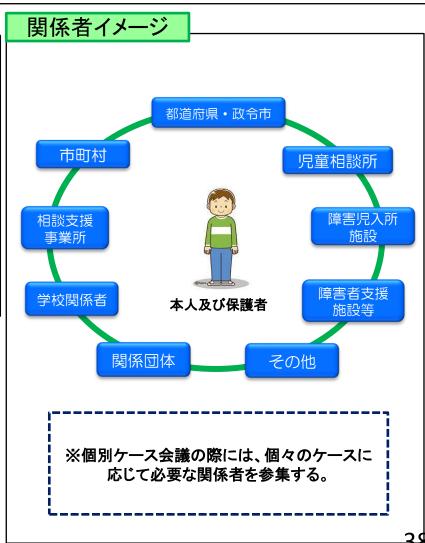
移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参 照)

4)地域資源開発

個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な 見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に 向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のような ものが考えられる。
 - 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
- ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
- ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断



今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について

検討会設置の趣旨

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な 状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方に ついての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

検討会の構成

- 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、 子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- ワーキンググループは、福祉型WG・医療型WGとし、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。

主な検討事項

- 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてのような生活を目指すのか。
- 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
- 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
- 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
- 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
- その他

検討スケジュール

令和7年

5月 本検討会

- ・ 主な検討事項(案)について
- ・ 今後の検討の進め方について(案)
- ・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について
- ・ ヒアリングの実施(案)について
- 調査票(案)について

5月~6月

・ ヒアリングの実施

7月~9月

・ 福祉型・医療型ワーキング

10月

本検討会 中間報告

11月

・ 福祉型・医療型ワーキング

令和8年

1月~3月 検討会において報告書素案・報告書とりまとめ

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について

本検討会構成員名簿

	構成員名		所属等
	1	相澤仁	大分大学社会福祉健康科学部特任教授
			山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 特任教授
	2	安部井 聖子	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長
	3	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	4	石澤 柊	社会福祉法人麦の子会
	5	市川 進治	日本肢体不自由児療護施設協議会 事務局長
	6	市川 宏伸	一般社団法人日本自閉症協会 会長
	7	岩田 高明	京都府健康福祉部障害者支援課 課長
	8	片岡 俊二	全国盲ろう難聴児施設協議会 副会長
	9	金兼 千春	国立病院機構国立重症心身障害福祉協議会 会長
	1 0	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会
			児童発達支援部会 会長
	1.1	小﨑 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	1 2	児玉 和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 会長
	13	佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
	14	田窪 和美	東京都北児童相談所 所長
0	15	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
	1 6	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
	17	花房 昌美	大阪精神医療センター 児童思春期診療部 主任部長
0	18	山縣 文治	大阪総合保育大学 特任教授
	19	米山 明	全国療育相談センター 顧問

福祉型ワーキング 構成員名簿

	構成員名	所属等
1	相澤仁	大分大学社会福祉健康科学部特任教授
		山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 特任教授
2	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
3	市川 進治	日本肢体不自由児療護施設協議会 事務局長
4	市川 宏伸	一般社団法人日本自閉症協会 会長
5	片岡 俊二	全国盲ろう難聴児施設協議会 副会長
6	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会
		児童発達支援部会 会長
7	佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
8	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
9	山縣 文治	大阪総合保育大学 特任教授

医療型ワーキング 構成員名簿

	構成員名	所属等
1	安部井 聖子	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長
2	岩田 高明	京都府健康福祉部障害者支援課課長
3	金兼 千春	国立病院機構国立重症心身障害福祉協議会 会長
4	小﨑 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
5	児玉 和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 会長
6	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
7	花房 昌美	大阪精神医療センター 児童思春期診療部 主任部長
8	米山 明	全国療育相談センター 顧問

幼児期までのこどもの育ちに係る 基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)

参考資料集

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

(はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

全てのこどもの生涯にわたる

身体的・精神的・社会的 (バイオサイコソーシャル)

な観点での包括的な幸福

▶身体、

(社会)

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に

- 幸せな状態)の向上にとって最重要
 - ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
 - %児童虐待による死亡事例の約半数が $0\sim2$ 歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
 - ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い
 - ⇒<u>社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要</u>

目的

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

- 1 こどもの権利と尊厳を守る
 - ⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
 - ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
 - ✓生命や生活を保障すること
 - ✓乳幼児の思いや願いの尊重

挑戦

共育ち

「アタッチメント(愛着)」〈安心〉 不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、 安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の 十台を獲得

「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める ⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

豊かな「遊びと体験」 <挑戦>

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

- 3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える
 - ⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、 次代を支える循環を創出
 - √誕生の準備期から支える
 - ✓幼児期と学童期以降の接続
 - ✓学童期から乳幼児と関わる機会

- 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする
- ⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
 - ✓支援・応援を受けることを当たり前に
 - ✓全ての保護者・養育者とつながること
 - ✓性別にかかわらず保護者・養育者が

地域の空間

- ⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの 育ちを支える工夫が必要
 - ✓「こどもまんなかチャート」の視点

(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター の役割も重要

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の 妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児〜小1)まで がおおむね94〜106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が 司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

12

こどもの居場所づくりに関する指針

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背 景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展 により、地域の中でこどもが育つことが 困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺 者数の増加など、こどもを取り巻く環境 の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化 の広がりに伴い、居場所への多様なニー ズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる

多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたっ

て幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していける

理

念

よう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊 びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を**居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めること**であり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をど のようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、**こども・若者の主体性を大切にすること**が求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との 関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たり が生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、 各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

質

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの (例:学校や塾、習い事など)も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

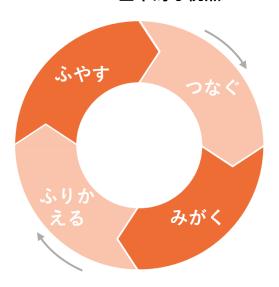
こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違 いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
 - ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要
- ② こどもの権利の擁護
 - こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ 官民の連携・協働
 - 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、 相互に関連し、また循環的に作用する ものである。

ふやす

~多様なこどもの居場所がつくられる~

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

~こどもが居場所につながる~

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

~こどもにとって、より良い居場所となる~

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

~こどもの居場所づくりを検証する~

・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、 居場所としての役割も担っており、その認 識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、 居場所づくりを推進する。企業は、社会的 責任を果たす観点から、食材や活動プログ ラムの提供、運営ノウハウや技術支援など 積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。都道府県は、市町村の取組を支える。国は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁の** リーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体おける推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、おおむね5年後を目途に見直しを行う。

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所の種類(分類) -

」どもまんな_か こども家庭庁

下記の軸は、「対象」に基づき分類を試みたが、1つの居場所の中でも混在しており、濃淡がある。 重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持てることである。

ユニバーサル/ポピュレーション 対面(リアル)

仮想(オンライン)

ユニバーサル/ポピュレーション:全てのこども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ*

放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団

公園や校庭、プレーパークなどの外遊び

ユースセンター/青少年拠点

オンラインでの体験活動等

混在型:両者が混在している居場所

フリースペース こども食堂

校内カフェー学習・生活支援の場 など オンラインの居場所

ターゲット/ハイリスク:特定のニーズを持つこども・若者を主な対象(利用者の制限有)とする居場所

など

放課後等デイサービス

若者シェルター 児童育成支援拠点事業

特定のニーズを抱えたこども・若者向け施設・場

└ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など

オンラインの居場所 (オンライン相談支援等)

など

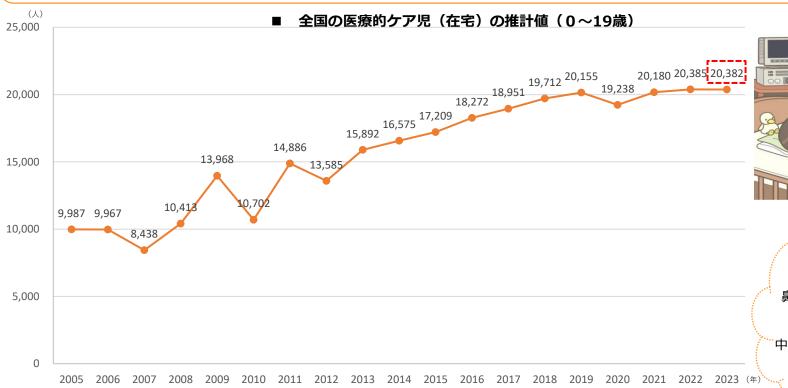
ターゲット/ハイリスク

* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、 約139万人(令和4年5月現在)の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

医療的ケア児について

医療的ケア児について

○医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。 ○全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人〈推計〉である。



その他の医療行為とは、 気管切開の管理、 鼻咽頭エアウェイの管理、 ネブライザーの管理、 酸素療法、経管栄養、 中心静脈カテーテルの管理、 皮下注射、血糖測定、 継続的な透析、導尿等

2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 1 出典:厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」

及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計(各年6月審査分)によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成)



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものをいう。)をいう。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒<u>医療的ケア児の健やかな成長</u>を図るととも に、その<u>家族の離職の防止</u>に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができ る社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
 - 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援

- ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う
 ●

施行期日:公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日)

検討条項:法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

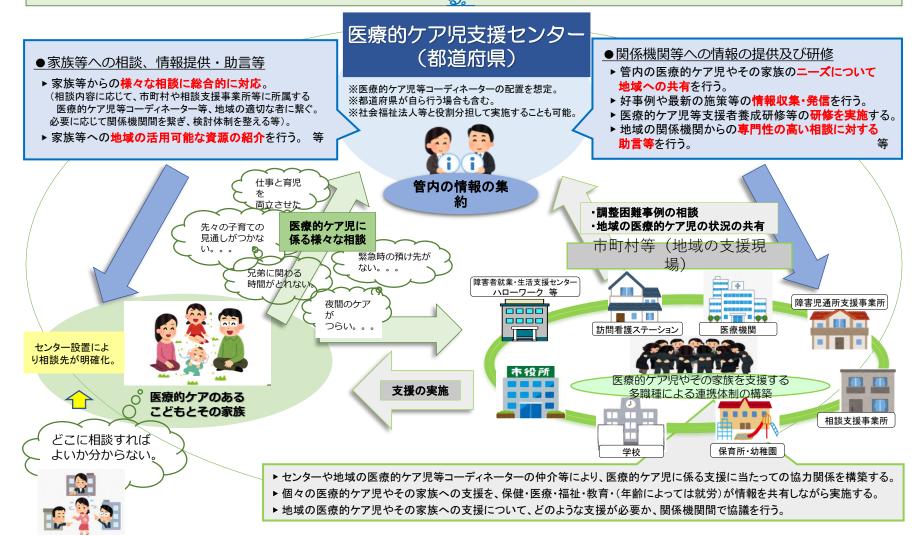
置

措

支

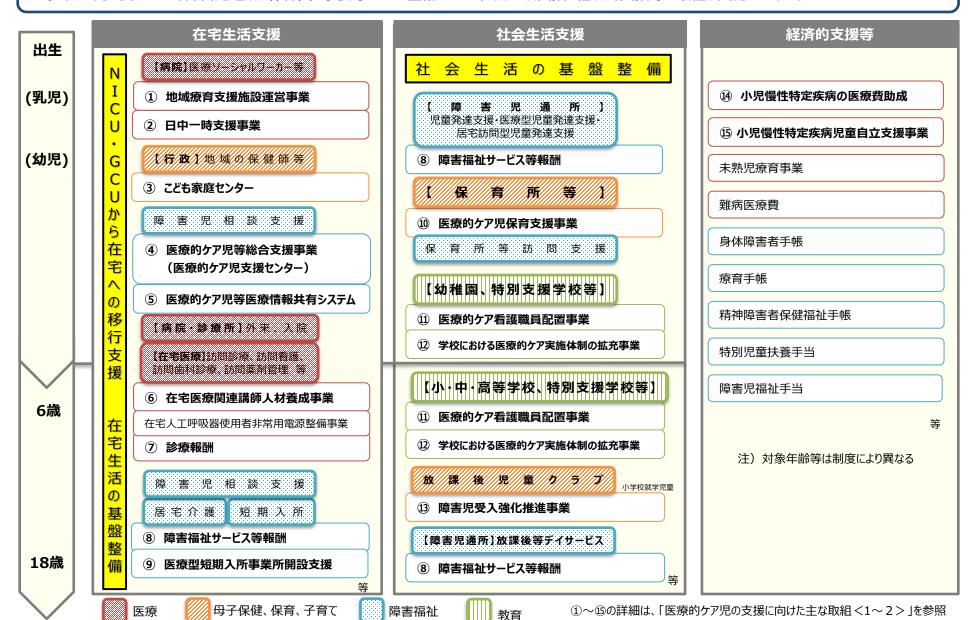
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等 どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



在宅の医療的ケア児とその家族の支援に向けた主な取組

在宅における医療的ケア児とその家族を支えるため、NICU・GCUから在宅へ円滑に移行するための支援や地域における生活の基盤整備等の在宅生活支援、 医療的ケア児を受け入れる障害児通所、保育園、学校等の基盤整備といった社会生活支援、経済的支援等の取組が実施されている。



強度行動障害について

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど<u>本人の健康を損ねる行動</u>、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど<u>周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動</u>が、<u>著しく高い頻度で</u>起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」(障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」)の合計点数が10点以上(障害児は20点以上)の場合に対して手厚い支援(下記の図参照)が提供される。

令和4年度に開催された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」において、支援人材のさらなる専門性の向上、 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方等について提案された。

検討会報告も踏まえ、<u>令和6年度報酬改定では、受入拡大や支援の充実の観点から、新たに行動関連項目18点以上(障害児は30点以上)の場合のより高い段階の加算や、状態が悪化した者に対するアセスメントや環境調整を行う「集中的支援」に係る加算を創設</u>する等の対応を行った。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

(国民健康保険団体連合会データ)

<u>のべ89,434人(令和5年10月時点)</u>



1,199人

行動援護 14,631人

(行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている)



6,456人

24,238人

短期入所(重度障害者支援加算)※2 施設入所支援(重度障害者支援加算 II) 障害児入所施設

(重度障害児支援加算) ※3 (強度行動障害児特別支援加算) 福祉型150人: 医療型0人 福祉型 11人: 医療型1人 共同生活援助

(重度障害者支援加算 I × 2) 6,386人(介護型5,567+日中S型819) (重度障害者支援加算 II) 5,235人(介護型4,588+日中S型647)





生活介護(重度障害者支援加算) 26,216人

放課後等デイサービス(強度行動障害児支援加算)4,379人 児童発達支援(強度行動障害児支援加算) 532人

- (※1) 利用者の内、知的障害者の数(平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている)。
- (※2) 短期入所の重度障害者支援加算及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型(人工呼吸器)、Ⅱ類型(最重度知的障害)、Ⅲ類型(行動障害)が含まれるが、その内訳は不明。
- (※3) 障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定じている人数。

強度行動障害を有する者のライフステージごとの主な障害福祉サービス等

○強度行動障害の状態は一時的なものでなく、こども期から高齢期に至るまで、個々の知的障害や発達障害の特性に適した環境 調整や支援が行われない場合には、どの時期にでも引き起こされる。関係機関が連携し、本人や家族の情報を適切に引き継ぎな がら、ライフステージを通じて切れ目なく支援が提供される体制を整備していくことが必要である。

乳幼児期 学齢期 成人期 強度行動障害の状態を予防する観点も踏まえ、ライフステージを通じて標準的な支援を実施 児童発達支援(センター以外)・居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害福祉サービス 短期入所 行動援護 重度訪問介護 生活介護 就労支援 重度障害者等包括支援 共同生活援助 障害児入所施設(福祉型・医療型) 施設入所支援・療養介護 障害児相談支援 計画相談支援 児童発達支援センター 体制整備 地域生活支援拠点等 発達障害者支援センター/発達障害者地域支援マネジャー

保健・医療・教育等の関係機関

56

強度行動障害を有する者への標準的な支援

(強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書(令和5年3月30日)より)

○(中略)強度行動障害を有する者への支援にあたっても、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していくことが強度行動障害を有する者への支援において標準的な支援である。

課題となっている行動の例

- ・先の見通しが持てず何度も予定 を確認する
- ・音に敏感で騒がしい部屋に 入れない
- ・「拒否」が伝えられず他者を 叩いてしまう など

本人の特性

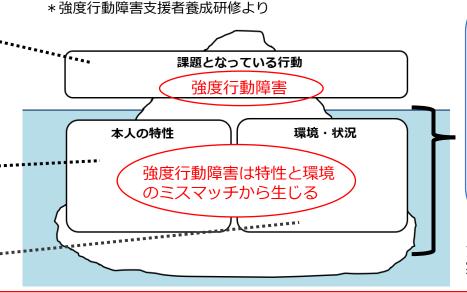
自閉スペクトラム症や知的障害な ど個々の障害特性

環境・状況

困り感やストレスの要因となって いる環境や状況

氷山モデル

見えている行動だけに着目せず行動の背景を考えることが重要



標準的な支援

障害特性を踏まえた*機能 的アセスメントを行い、強 度行動障害を引き起こして いる環境を調整する

*機能的アセスメント 課題となっている行動がどのような意味 (機能)をもっているか調べる

アセスメントに基づく支援計画を立て、実施し、 実施内容を評価して次の支援につなげる

予防的支援の重要性 (強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より)

- ○予防的観点を込めて標準的な支援を行うことが必要
- ○強度行動障害を引き起こさなくても良い支援を**日常的におこなう**ことが重要
- ○支援者、家族、教育等の関係者が、標準的な支援の**知識を共有し、地域の中に拡げていく**ことが重要

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」の一部改正について(障発0428第2号)

本事業の受講対象者に、障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害の有する児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等を追加することで、教育と福祉が連携しライフステージを通じて一貫した支援の促進を図る。

【こども期からの予防的支援・教育との連携】<u>※強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より抜粋</u>「幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が、知的障害、自閉スペクトラム症等の発達障害の特性に応じて、共通の理解に基づき一貫した支援を連携して行うこと、また、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなどの行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要である。強度行動障害が重篤化する前にアプローチすることが重要であり、特別支援学校と児童発達支援センターや放課後等デイサービス等が連携して支援にあたる体制づくりを進めることが必要である。|

改正後 現行

3. 研修対象者等

(1) 基礎研修

(ア) 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

(イ)~(ウ)(略)

3. 研修対象者等

(1) 基礎研修

(ア) 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、 精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若 しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等 の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。

(イ)~(ウ)(略)

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

- ○強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の 事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- ○事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。 また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難 事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。

強度行動障害を有する者

相談支援

○計画相談支援 等

サービス等利用計画の策定



緊急時対応

中核的人材

日常的な支援体制の整備

- ○標準的な支援を踏まえ適切な支援を実施し、現場支援で中心となる人材
- ○特に支援が困難な強度行動障害を有する者を受け入れる場合に配置を想定
- ○強度行動障害支援者養成研修の修了者を含めた事業所内でチームによる支援を進めていく

施設・居住支援系

- ○障害者支援施設
- ○障害児入所施設
- ○共同生活援助 等



日中活動系・訪問系

- ○生活介護
- ○短期入所
- ○行動援護 等



連携



地域生活支援 拠点等

○障害福祉サービスと 連携し、緊急時の対 応や施設・医療機関 から地域への生活の 移行を支援

状態が悪化した者に対する集中的支援

- ○広域的支援人材が状態が悪化したケースについて集中的なアセスメント や環境調整を実施
- ○広域的支援人材が事業所訪問し実施する形と、居住支援を活用し一時的に 環境を変えて実施する形を想定

支援者間でネット ワークを構築し地 域で支援力の向上 を図る

広域的支援人材

- ○強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い地域を支援する人材
- ○発達障害者地域支援体制整備事業(発達障害者地域支援マネジャー)等での配置を想定

| 医療・教育・ | その他関係機関

「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について(通知)」

強度行動障害を有する児者への地域の支援体制の整備については、令和6年度を始期とする第7期障害福祉計画及び第3期障害 児福祉計画において、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保 や支援体制の充実に取り組んでいただくよう、障害福祉サービス等報酬や予算等のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、 厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の支援体制の整備の促進を依頼した(令和6年6月27日付け)。

また、文部科学省特別支援教育課からは各教育委員会等に対し、強度行動障害を有する児童生徒に対して教育と福祉等の連携による必要な支援が適切に行われるよう、対応を講ずるよう依頼した(令和6年7月5日付け)

1 基本的な考え方

障害特性を踏まえて機能的なアセスメントを行い、行動上の課題を引き起こさないための予防的な観点も含め、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整する「標準的な支援」を行うことが重要である。

各事業所においては、チーム支援の要となり標準的な支援の実施をマネジメントする「中核的人材」の配置、都道府県等においては、高い専門性を有する「広域的支援人材」が状態の悪化した強度行動障害を有する児者のアセスメント等を行う「集中的支援」の実施を含め、こども期から高齢期に至るまでライフステージごとに切れ目なく支援が提供される体制を整備していく。

2 地域の支援体制の構築

市町村の役割と取組・都道府県等の役割と取組・地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みを整理。

3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス・障害児支援・計画相談・障害児相談支援、 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援への評価を整理。

4 こども期から予防的支援

(障害児支援における体制整備と教育等との連携)

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制整備・充実を始めとして、 母子保健・子育て支援等との連携の強化、特別支援学校との連携の強化、 関係機関との連携の強化、こどもから大人への移行を踏まえた支援の視点を整理。

5 医療との連携体制の構築

強度行動障害を有する児者への精神科医療や、身体疾患の治療の重要性と、 令和6年度診療報酬改定における対応を整理。

6 のぞみの園及び秩父学園による支援

「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について(通知)」(令和6年6月27日付け連名通知)https://www.mhlw.go.jp/content/001270355.pdf

令和6年6月27日 障害保健福祉・児童福祉主管部(局) 児童相談所設置市 強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について 障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます 強度行動障害を有する児者への地域の支援体制の整備については、令和6年度 る第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において、各市町村又は圏域において支 援ニーズを把握し、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保や支援体制 の充実に取り組んでいただくこととしているところです。 今般、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」(令 30 日) や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する 的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 等も踏まえ、下記のとおり、強度行動障害を有する児者への地域の支援体制の整備に向け た留意点を取りまとめましたので、都道府県におかれましては管内市町村へ周知いただく とともに、各自治体におかれましては、御了知の上、自治体間で緊密に連携しながら地域 の支援体制の整備を進めていただくようお願いいたします。

<参考>「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について(周知)」(令和6年7月5日付け事務連絡) https://www.mext.go.jp/content/20240708-mext-tokubetu01-100002896 01.pdf

令和7年度予算について

事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 75百万円

「こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう(中略) ICTを 活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備(設備や物品等の導入)や運用の経費に対し、まずは2年間集中的に モデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

(考えられる取組の例)

- ○ⅠCTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援(例:オンライン上でクラスを編成し支援を実施) 等
- 〇タブレットや機器等を活用した直接支援 等
 - ※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証 を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市(全国5自治体程度をモデル自治体として選定)

【補助基準額】定額

【負担割合】 国10/10

令和7年度予算における主な事項(障害児支援関係)

令和7年度予算 5,204億円の内数+0.7億円 (デジタル庁ー括計上)

令和6年度補正予算額 98億円

(1) 良質な障害児支援の確保

4,925億円

• 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費(児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等)を確保する。

【令和6年度補正予算】

○ 令和6年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の人件費の改定

6億円

• 障害児入所施設等に従事する職員の人件費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

(2)地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進 【拡充】

207億円の内数

- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を実施する。
- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

(3) 専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

207億円の内数【再掲】+0.7億円 (デジタル庁ー括計 F)

- 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の 設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支 援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。また、 「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

令和7年度予算における主な事項(障害児支援関係)

(4) 早期発見・早期支援等の強化【新規】

207億円の内数【再掲】

• 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、 様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

(5) 障害児支援人材確保・職場環境改善等にむけた総合対策

【令和6年度補正予算】

○ 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

84億円

- 障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善等を図ることによる職員の離職の防止・職場定着を推進する。
 - 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

5億円

• 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

(6) ICTを活用した発達支援の推進

【令和6年度補正予算】

○ 障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業

75百万円

• 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICT を活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

(7) その他の施策

【令和6年度補正予算】

○ 熱中症防止対策及び性被害防止対策の実施

2 億円

- 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、熱中症防止に資する新たな壁掛けエアコン等の導入、こどもの性被害防止に資する設備・備品 の購入等を支援する。
 - 被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担減免の特別措置

3百万円

• 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、 特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うと ともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障 害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上

補助

- ・地域のインクルージョン推進のための事業【拡充】
- ・発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業【拡充】

市

町村

・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

都道府

県

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が"気になる段階"から 支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うと ともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ※回等支援
- · 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保

中核的機能

児童発達支援センター

連携▼

- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進
- ・発達に特性のあるこどもや家族への支援
- ・質の向上のための研修会
- · 支援事例検討 等

連携 ------

巡回支援専門員

- · 巡回支援
- ・地域の体制整備への関与 等

連携て

地域全体の障害児支援体制の強化、インクルージョンの推進

児童発達支援事業所

保育所

障害児家庭

連携先の支援機関等の例

実施主体等

玉

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国1/2、市町村1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行 う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】

助言

- ① 児童発達支援センターの機能強化等
 - ・児童発達支援センターの機能強化
 - ・地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進

センター1箇所当たり 3,305千円

センター1箇所当たり 7,301千円

・母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進

センター1箇所当たり 1,445千円

5,572千円 1市町村当たり

② 巡回支援専門員整備

65

地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進(地域障害児支援体制強化事業)

実施目的

障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進める中で、地域のこども達の集まる様々な場(例えば、ピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等)において、合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境整備が進むよう、これらの事業者に対する後方支援等を行うことで、関係者の理解・取組の促進やこども同士の相互理解を促し、地域全体のインクルージョンの更なる推進を図る。

実施方法・実施例等

幼児・児童期の発達段階や障害特性、合理的配慮の提供等に関する知識を有する専門員(以下「インクルージョン推進員」という。)を確保し、地域のピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等の事業者に対する後方支援(相談対応、研修、環境調整等)を行うほか、広く地域住民を対象とした講座の開催等の啓発、児童や保護者、地域住民からの相談・援助などを行う。

[取組例]



地域住民を対象に

• 関係者やこども同士の 理解促進のための講座 の開催

インクルージョン推進員

児童発達支援

センター等

• 相談・援助、地域住民 が参加可能な行事の開 催、ボランティア受入 れの調整

等

[ピアノ教室]

目が不自由なこどもに、 ドットシールを使って鍵 盤に色やコントラストを つける。



「ダンス教室]

鏡やお手本を見て、左右 反転させることが難しい こどもに、お手本を後ろ から撮影した映像を提供 する。



[学習塾]

を書や書字そのものが苦手なこどもに、タブレット(の写真機能)やキーボード等の利用を促す。



[啓発活動]

スーパーや公共交通機関 の従業者に対して、声の かけ方や対応のポイント 等をお伝えする。



母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進(地域障害児支援体制強化事業)

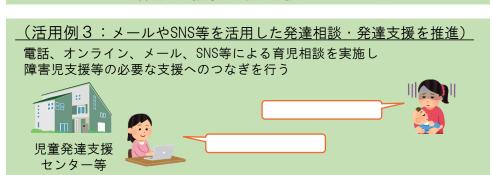
実施目的

こどもの発達の特性を踏まえた「気づき」の段階からの早期の発達支援を一層推進するため、母子保健施策等と障害児支援施策がより緊密に連携し、発達相談の対応や発達支援へのつなぎ等を進めることで、地域において、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

実施方法・実施例等

こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる等、母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援を推進する。

(活用例1:乳幼児健診等における発達相談・発達支援を推進) 乳幼児健診での発育・発達相談や保健師のフォロー、親子教室等 派遣 児童発達支援 センター等 こどもや家族の観察、相談、アセスメント等を実施し、 障害児支援等の必要な支援へのつなぎを行う





(その他:関係機関との連携等)

活用例1~3等の「気づき」の段階からの発達相談や発達支援を推進する 取組について、地域の関係機関等と協議して実施することを通して、 地域における母子保健施策等と障害児支援施策の連携体制の構築を行う。



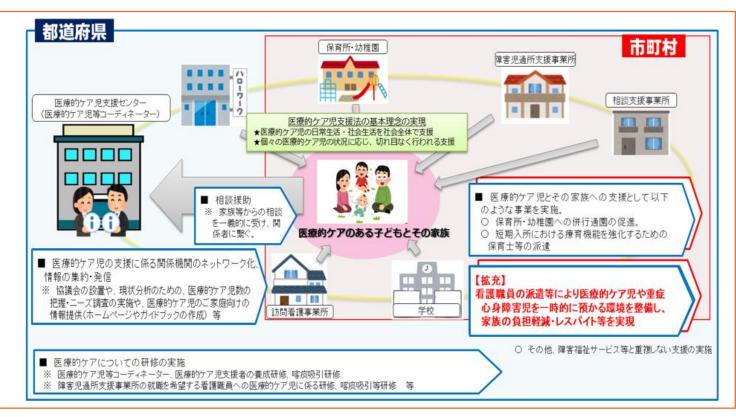
医療的ケア児等総合支援事業〔

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域 生活支援の向上を図る。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

【補助基準額】医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 1都道府県当たり 8,625千円(2人目以降、1人につき5,044千円を加算)

医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 1自治体当たり 5,141千円

一時預かり 1人当たり180千円

環境整備 1自治体当たり

500千円

医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備(医療的ケア児等総合支援事業)

実施目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児(以下「医療的ケア児等」という。)を一時的に預かる環境を整備する。

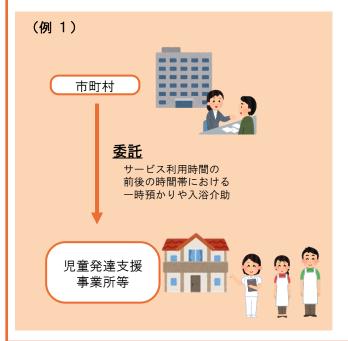
実施方法・実施例等

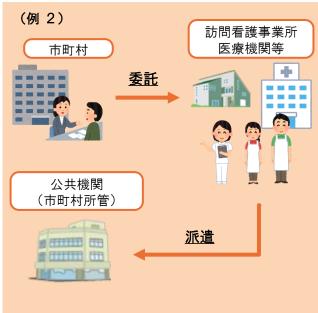
【一時預かり】

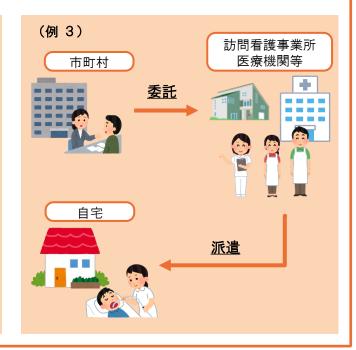
医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託や、訪問看護事業所又は医療機関等への委託により、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや入浴介助、見守り等を行う。

【環境整備】

一時預かりの実施にあたり、実施場所において、必要な備品・設備(段差解消スロープ、座位保持装置、点滴用スタンド等)が無い ために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に、必要な備品の購入等にかかる費用を助成する。









聴覚障害児支援中核機能強化事業(拡充)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への 支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報 と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくり の中核となるコーディネーターを確保し、1~5の事業を実施す る。

1.聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場 を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の 現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整 理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

2.聴覚障害児支援の関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確 化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携 による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を 進める。

3.家族支援の実施

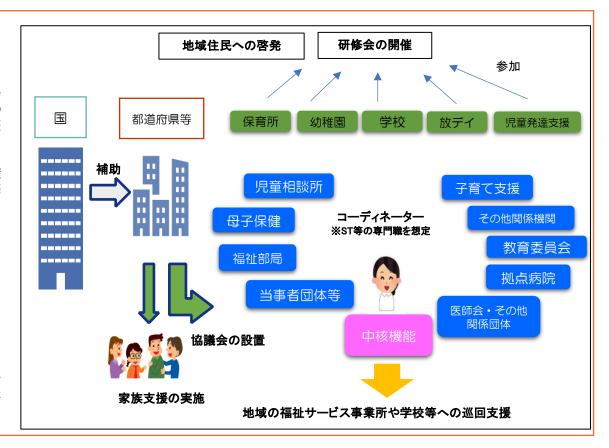
- ・家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
- ・聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
- ・こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

4.巡回支援の実施

保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する 等して 聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助 言・援助を行う。

5.聴覚障害児に関する研修・啓発

保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対す る聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等 により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】1都道府県・指定都市当たり 17,000千円

1中核市当たり

7,000千円

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対 応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながら ないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強 化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

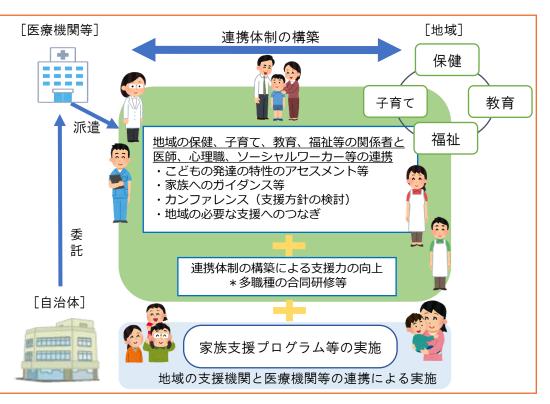
事業の概要

発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福 祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社 会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー 等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発 達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、 必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の 支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、 医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児 通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こ どもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこ で、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上(多角的 な視点での見立てや支援)を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町 村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市 【負担割合】国1/2、都道府県等1/2

【補助基準額】1都道府県当たり

8,500千円

1 指定都市当たり

7,700千円

1中核市・特別区又は保健所政令市当たり

4,500千円

71



地域支援体制整備サポート事業 城充

くこども政策推進事業委託費> 令和7年度予算 国実施分 0.6億円 (0.1億円) く児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 自治体実施分 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

● 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、 全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員 (地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

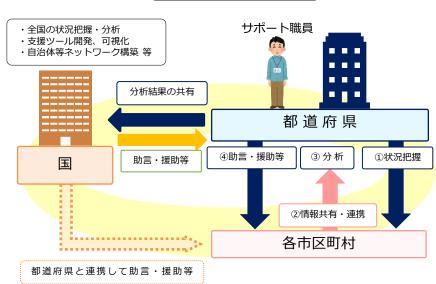
各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用 状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。 (例)

- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況
- 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて 国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分:国(委託により実施) 自治体実施分:都道府県・指定都市・中核市 【負担割合(自治体実施分)】国 10/10 【補助基準額(自治体実施分)】定額



障害児安全安心対策事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

● 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行う ことで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図る。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。
 - ① ICTを活用したこどもの見守り支援事業
 - ・ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入
 - ② 登降園管理システム支援事業
 - ・適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(①及び②)国3/5、都道府県・指定都市・中核市1/5、事業者1/5

【補助基準額】

- ① 1 施設又は事業所あたり 200千円
- ② (端末購入を行わない場合) 1 施設又は事業所あたり 200千円 (端末購入を行う場合) 1 事業所あたり 700千円



医療的ケア児等医療情報共有システム運用等委託費 『デジタル庁ー括計上》

<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和7年度予算 0.65億円 (0.65億円)

事業の目的

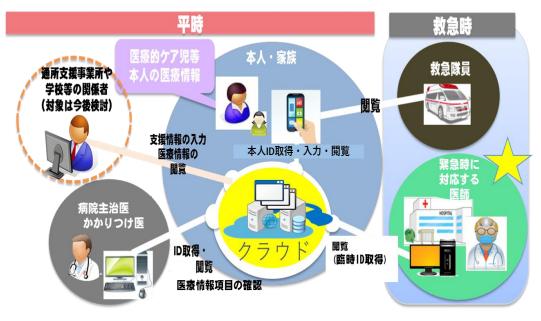
● 医療的ケアが必要な児童等(以下「医療的ケア児等」という。)が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

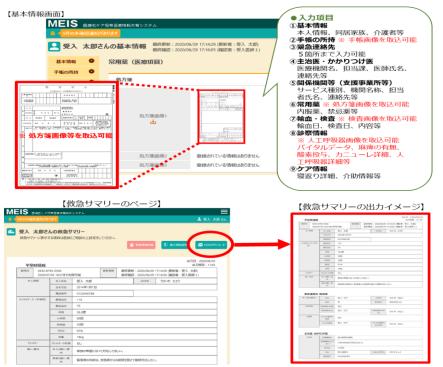
事業の概要

● 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」(MEIS)につ

いて、運用・保守を行う。

※ MEIS: Medical Emergency Information Shareの略称





実施主体等

【実施主体】国(委託により実施)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)

令和6年4月の改正児童福祉法の施行(児童発達支援センターの機能強化等)も踏まえつつ、こども・家族への質の高い支援の

確保・充実を図るととともに、地域全体の障害児支援体制の強化を図る

【児者全体の改定率+1.12%】

- 1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
- ■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型(障害児・難聴児・重症児)の一元化 ○児童発達支援センター等における中核機能の評価

- 2. 質の高い発達支援の提供の推進
- ■適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進
- 〇総合的な支援の推進 O支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価(基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算 等)
- ○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○tルフプランの場合の事業所間連携の評価
- 〇将来の自立等に向けた支援の評価(自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援)
- 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実
- ■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して 暮らし育つことができる環境整備を進める
- ○医療的ケア児・重症心身障害児 (福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価)
- ○強度行動障害を有する児 (予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価)
- ○ケアニーズの高い児 (著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価)
- ○不登校児童(学校と連携した支援への評価) ○居宅訪問型児童発達支援の充実
- 4. 家族支援の充実

- ■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェル゙ーイングを向上
- ○家族への相談援助等の充実 (家庭・事業所・わうつでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価)
- ○預かりニーズへの対応 (発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価)
- 5. インクルーシャョンの推進
- ■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、 障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
- 〇通所支援事業所における取組の推進 (個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実)
- ○保育所等訪問支援の充実 (訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニズの高い児への支援の評価)
- 6. 障害児入所支援の充実
- ■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の 育ちと暮らしを支える
- ○地域生活に向けた支援の充実 (移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実)
- 〇小規模化等による質の高い支援の提供推進(小規模グループケアへの評価等)
- ○支援ニーズの高い児への支援の充実 (強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価) ○家族への相談援助等の充実
- このほか、職員の処遇改善(加算の一本化・充実)、**虐待防止の推進**(防止措置未実施減算の創設)、障害児相談支援の充実 等にも対応

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、 地域の障害児支援体制の充実を図る
 - (①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

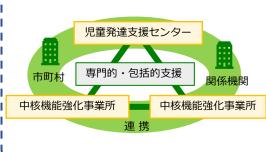
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、 重症心身障害児)の区分も一元化
 - 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - 3年(令和9年3月31日までの間)の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能と する。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進め るなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役 割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体 制や取組に応じて段階的に評価(中核機能強化加算)
 - (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所 が中核的な役割を担う場合に評価(中核機能強化事業所加算)

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- ・1(又は複数)の児童発達支援センター が中核拠点型として機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ児童発 達支援センターと地域の事業所が連携し
- て機能を発揮 ・センターが未設置の場合等に、地域の 中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ地域の 複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター(中核拠点型)

新設《中核機能強化加算》22~155単位/日

- ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援 センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業 所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと 家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合
- 八 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (I) イ+ロ+八全てに適合 体 制 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等) 55~155単位/日 □ **障害児支援の専門人材**の配置・取組(障害特性を 取組 (I) **1** +□
 - 44~124単位/日 (Ⅲ)イ又は口 イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・ 22~ 62単位/日 取組(関係機関連携・インクルージョンの推進等゙

踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等)

│●地域における中核機関としての体制・取組

基本 ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、 相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等ディサーと、ス(中核機能強化事業所)

新設《中核機能強化事業所加算》75~187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、 専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しな がら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組 んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や 状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
 - (①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

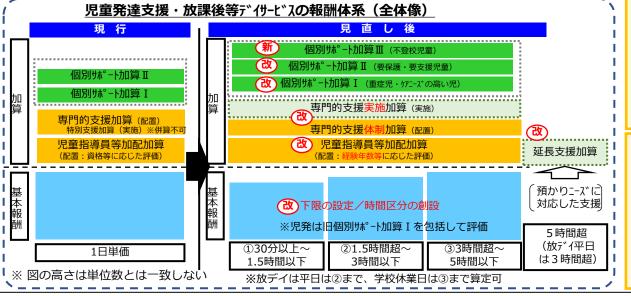
- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域との
 - つながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
- (※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 〇 5 領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を

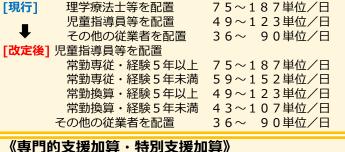
求める**《運営基準》**とともに、**未実施減算**を設ける

新設《支援プログラム未公表減算》

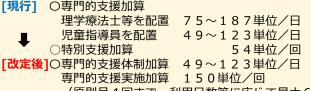
所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価 ○ 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デガーと、 「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
 -) **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する**《運営基準》**





《児童指導員等加配加算》



(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで) ※体制加算:理学療法士等を配置 (放デイは2回~6回まで)

実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を 行った場合に評価

《関係機関連携加算》

[現行]

(I) 200単位/回(月1回まで)保育所や学校等と連携し 個別支援計画を作成等 (Ⅱ)200単位/回(1回まで)

就学先・就職先と連絡調整

「改定後」



(I) 250単位/回(月1回まで)保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等 (Ⅱ) 200単位/回(月1回まで)保育所や学校等とⅠ以外で情報連携 (Ⅲ) 150単位/回(月1回まで)児童相談所、医療機関等と情報連携

(IV) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

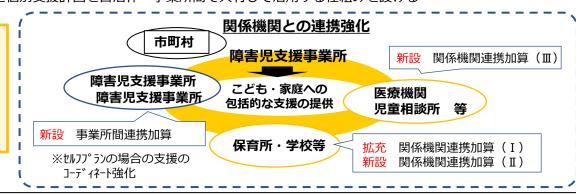
セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価 (事業所間連携加算) ※併せて、障害児支援利用計画(セルフプラン)と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》

- (I) (中核となる事業所) 500単位/回(月1回まで) (連携する事業所) 150単位/回(月1回まで)
- ※(I)会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助 や自治体との情報連携等を実施

職員が付き添って計画的に支援を行った場合

(Ⅱ)情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等ディサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価**(通所自立支援加算)**
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価(**自立サポート加算)**

新設《通所自立支援加算》60単位/回(算定開始から3月まで)

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、

新設《自立サポート加算》100単位/回(月2回まで)

※高校生(2年・3年に限る)について、学校や地域の企業等と連携しながら、 相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

4)その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供 を進めることを求める《運営基準》【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的 な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、 障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 - (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実
 - ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)
- ①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】
- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算(VII)**について、評価を見直す とともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算(VII)》 [現行] 100単位/日



「改定後] 250単位/日

※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。 なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない
- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて 入浴支援を行った場合に評価 (入浴支援加算)

新設《入浴支援加算》55単位/回(月8回まで)

80:医療的ケアスコア

16点以上の場合

※放デイは70単位/回

送迎加算について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

[現行] 障害児 54単位/回 医療的ケア児 +37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可 看護職員の付き添いが必要

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 37単位/回 (※) 職員の付き添いが必要

[改定後]

障害児 54単位/回 重症心身障害児 +40単位/回 医療的ケア児 +40単位 又は +80単位/回 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

- (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要
- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合 (ご評価(共生型サードス医療的ケア児支援加算)

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》

400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

- ②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】
- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービス において、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 「現行」155単位/日 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して支援



[改定後] (I) (児基準20点以上) 200単位/日 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日(※放デイのみ)

加算開始から90日間は+500単位/日

※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援 <u>※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算(I)においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設</u>

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

○ 児童発達支援の個別サポート加算(I)について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を

評価

《個別サポート加算(I)》 [現行] 100単位/日

※乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の 区分に該当する児に対して支援(主として重症児除く)



[改定後] 120単位/日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援 (主として重症児除く)

○ **放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、 著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算(I)》 [現行] 100単位/日

※著しく重度(食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助)又はクアニーズの高い(就学時サポート調査表で13点以上)児に対して支援(主として重症児除く)



[改定後] ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日

著しく重度の障害児に支援 <u>120単位/日</u> (主として重症児除く)

○ **個別サポート加算(Ⅱ)**について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポート加算(Ⅱ)》 [現行] 125単位/日

※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援



[改定後] 150単位/日

※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

○ **人工内耳を装用している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装用児支援加算》

【現行】445~603単位/日
※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合



[改定後]

(I) 児発センター(聴力検査室を設置) 445~603単位/日

(Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日

※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

○ **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価 (視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

新設《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》100単位/日

④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

○ 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、 学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価(個別サポート加算(皿)) 新設《個別サポート加算(Ⅲ)》70単位/日 ※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実 ※見直し内容については、5. インクルージョンの推進(保育所等訪問支援の充実)等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進(**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設) ○ 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価(**強度行動障害児支援加算**の新設)
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価(**家族支援加算**の新設)

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を 図る(①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応)
- ①家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実
- 家庭連携加算(居宅への訪問による相談援助)と事業所内相談支援加算(事業所内での相談援助)について、統合し、れラインによる相談援助を 含め、個別とゲルプでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

「現行」《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位(1時間未満187単位)/回(月4回まで)

《事業所内相談支援加算》

- (I) (個別相談) 100単位/回(月1回まで)
- (Ⅱ) (グループ) 80単位/回(月1回まで)



[改定後] 《家族支援加算》 (I・II それぞれ月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 300単位(1時間未満200単位)/回

施設等で対面 100単位/回 わうわ 80単位/回

(Ⅱ) ゲループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回

家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえた こどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に 評価 (子育でサポート加算)

新設《子育でサポート加算》80単位/回(月4回まで)

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、 特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

②預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

○ 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯 の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

[現行] 障害児 重症心身障害児 延長1時間未満 61単位/日 128単位/日 同1時間以上2時間未満 92単位/日 192単位/日

同2時間以上 123単位/日 256単位/日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において 支援を行った場合(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上 を配置)



障害児 重症心身障害児・医療的が児

延長1時間以上2時間未満 92単位/日 192単位/日 同 2 時間以上 256単位/日 123単位/日 (延長30分以上1時間未満 61単位/日 128単位/日)

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(児発:5時間、 放デイ: 平日3時間・学校休業日5時間)の発達支援に加えて、当該支援の 前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合(職員2名以上(うち1名 は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者含む)を配置) なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が 計画よりも短くなった場合に限り算定可

<u>5.インクルージョンの推進</u>

保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無 に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組 等について記載しその実施を求める《運営基準》
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》 [現行] 500単位/回(1回まで) ※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合 (退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)



「改定後」 退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回(2回まで) 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回(1回まで) 同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回(1回まで)

②保育所等訪問支援の充実 <効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や 学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進
- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関 と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価 (関係機関連携加算)

新設《関係機関連携加算》150単位/回(月1回まで)

自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、 未実施減算を設ける

新設《自己評価結果等未公表減算》 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す ※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置 (I)業務従事10年以上(又は保育所等訪問等5年以上)850単位/日

《訪問支援員特別加算》「現行」679単位/日

○ 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について



新設《多職種連携支援加算》200単位/回(月1回まで)

連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

(月2回まで)

(ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算)

新設《ケアニーズ対応加算》120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《強度行動障害児支援加算》200単位/日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に 対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で

<家族支援の充実>

家族支援の評価を見直す

評価(多職種連携支援加算)

[現行] 《家庭連携加算》 居宅訪問 280単位 (1時間未満187単位)/回



「改定後」《家族支援加算》(Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回 事業所等で対面 100単位/回 おがり 80単位/回

(Ⅱ) がループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回